

様式第4

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 (記名押印又は署名)

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金
(特殊教育諸学校等運営費)計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(特殊教育諸学校等運営費)の交付決定を受けましたが、下記理由により別紙のとおり計画を変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

理由

1 事業の概要

補助事業の種類等		事業の名称	事業の目的	変更後の事業に要する経費		国庫補助単価	児童		都道府県名			
				都道府県補助金	都道府県児童等1人当たりの額		実員	児童数	変更後の国庫補助額の算定基礎となる児童の数	変更後の国庫補助額	学校数	
特殊教育	高等部	A	B	C	D	F	(収容定員が実員に満たない学校実員)	特別学級と15歳未満とした人	都道府県補助対象となる人数	K	L	M
諸学校	小学部					千円	人	人	人	人	千円	校(園)
助成事業	小計											
特殊教育級助成事業												
障害児幼稚園助成												
計												

2 参考資料 都道府県補助金交付要綱、同取扱要領、収支予算書等が交付申請書添付のものと変更している場合に添付すること。

(注) 1 この計画書には、国庫補助金の補助対象となるものについて記入すること。

2 Aは、都道府県補助金の名称を、Bは、その目的を記入すること。

3 Cは、都道府県補助金の金額を記入すること。特殊教育諸学校助成事業にあっては、「高等部」及び「小学部等」に区分して記入すること。区分していない都道府県にあっては、都道府県補助金の金額を補助の対象となる高等部の生徒の数及び小学部等の児童等の数を基礎として、「高等部」及び「小学部等」に按分して記入すること。この場合、算出根拠を明らかにした別紙(様式自由)を添付すること。

4 Dは、特殊教育諸学校助成事業及び特別学級助成事業については、(C÷G)により、幼稚園助成事業については、(C÷J)により算出すること。

5 Eは、千円未満の額を切り捨てること。

6 Fは、交付要綱第3条に定めるところによること。

7 Iは、都道府県の区域内にある小学校等の特別学級ごとに16人以上の児童等で編制されている特別学級がある場合に、当該特別学級に係る児童等の数を15人として算定した全特別学級の児童等の数とする。

8 Kは、交付要綱第3条に定める児童等の数とする。

9 Lは、(F×K)により算定すること。

10 Mは、国庫補助金の補助金額の算定の基礎となった学校(幼稚園)数を記入すること。

11 各補助事業ごとに学校名及び児童等の人数内訳(G、H、I、J、K別)を記入、様式自由)を添付すること。

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(特殊教育諸学校等運営費)の障害児幼稚園の
障害児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助等調書

都道府県名

区分	幼稚園名	初めて補助金算定となった年度	助成法の期間を経過した日	学校法人認可年月日等		都道府県が当該幼稚園に対して行う補助の金額 〔A〕	都道府県の算定方法により算定した状況			〔A〕又は〔B〕のいずれか低い金額	
				認可年月日	学校法人名		〔a〕を12で除して得た金額	〔b〕に乘じる月数	〔b〕に〔c〕を乘じて得た金額		
助成法附則第2条第5項の期間を経過した日以後学校において設置された幼稚園	1	年度	年月日	年月日	年月日	円	円	円	月	円	円
	2										
	3										
	小計(園数 園)										(X)
	上記以外の幼稚園										(Y)
	計										(X+Y)

- (注) 1 本調書は、都道府県が行う障害児幼稚園の障害児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額の算定に当たって、助成法附則第2条第5項の期間を経過した日以後において学校法人によって設置されることとなった幼稚園がある場合で、当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の属する年度においてのみ作成すること。
- 2 「助成法の期間を経過した日」とは、助成法附則第2条第5項の期間を経過した日という。
- 3 「認可年月日」とは、都道府県が当該幼稚園を学校法人が設置する幼稚園として認可した日という。
- 4 「都道府県が当該幼稚園に対して行う補助の金額」とは、都道府県が当該幼稚園に対して行う障害児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額をいう。なお、補助の金額の算定内訳を記載した資料を添付すること。
- 5 「年度の当初から学校法人とみなして算定した補助の金額」とは、都道府県の算定方法により当該幼稚園が年度の当初から学校法人によって設置されることとなったものとみなして算定した障害児に係る専任教職員給与と費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額をいう。なお、補助の金額の算定内訳を記載した資料を添付すること。
- 6 「(a)を12で除して得た金額」については、円未満の端数を切り捨てること。
- 7 「(b)に乘じる月数」とは、当該年度の当初から当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の前日の属する月までの月数を12から控除した月数をいう。